

教育等の振興に関する施策の大綱

平成28年10月

多賀城市

はじめに

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化などを図ることを目的に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月1日に施行されました。

現在、私たちを取り巻く社会の状況は、人口減少と少子高齢化、経済格差など社会構造の複雑化、高度情報化社会の進展、環境問題の深刻化など大きく変化しております。

また、個人の価値観やライフスタイルの多様化により、様々な課題が顕在化しており、教育、とりわけ子どもたちを巡る状況では、いじめや不登校問題、家庭や地域における教育力の低下、頻発する災害や事件、事故等への対応が求められております。

複雑化、多様化するこれらの問題に対応し、教育の充実や良好な学習環境の整備、被災地多賀城の教育の復興に取り組むためには、市長と教育委員会、市の関係部局や学校、その他教育関連機関などがともに連携することが必要不可欠であります。

本市では「第五次多賀城市総合計画」のメインフレーズに「未来を育むまち 史都多賀城」を、サブフレーズのひとつに「支えあい・学びあい・育ちあい」を掲げ、個人、家庭、町内会、市民活動団体、企業、学校、行政など、まちや地域を構成する多様な主体が、地域で互いに支えあい、互いに学びあい、互いに力を合わせて成長しあえるまちを目指して取り組んでまいりました。

特に、次世代を担う子どもの育成については、学校耐震化や学校図書室の充実、理科教育支援、中学校部活の楽器の充実などに取り組み、勉学もスポーツもがんばる「文武両道」を目指してまいりました。

こうした状況を踏まえ、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の基本となる方針を整理した「教育等の振興に関する施策の大綱（以下「教育大綱」といいます。）」を総合教育会議において協議、調整を行い策定いたしました。

今後とも教育の充実、振興に向けて意を配し、本市の教育が充実発展し、ひいてはひとづくり、まちづくりに貢献できるよう教育委員会とともに取り組んでまいります。

平成28年10月
多賀城市長 菊地健次郎

1 教育大綱策定の趣旨と位置付け

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2 教育大綱の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

3 現状と課題

＜学校、家庭、地域の連携＞

放課後や週末等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりと心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、地域の方々の参画をいただきながら、学校の余裕教室を活用し、学習やスポーツ、様々な体験活動を行う「放課後子ども教室推進事業」を実施しています。しかし、参加する児童数が年々増加していることから、活動場所の確保が課題となっています。

＜学校教育＞

市内の小中学校は、平成22年度までに耐震改修が終了していますが、学校施設の老朽化対策として校舎等の大規模改造事業を計画的に行うことが必要です。

児童生徒やその保護者が抱える問題解決のため、専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを中心に関係機関との連携を図り、相談・情報提供体制を維持する必要があります。

また、携帯電話やスマートフォンの普及により、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を介したいじめなどは把握が困難な状況になっており、関係機関との連携を図りながらいじめ防止の推進に取り組む必要があります。

＜生涯学習、市民スポーツ＞

多賀城駅前に移転新築した図書館は、文化交流拠点の中核施設として文化センターとの連携を強化するとともに、さまざまな年代の市民が芸術文化に触れる機会を増やしていくことが求められています。

スポーツ普及団体の登録会員数やスポーツ施設等の利用者は、震災前の水準には戻っていないことから、社会体育施設指定管理者と協力関係を強化し、ニーズにあわせて幅広い世代の人が運動できるような環境づくりや、より質の高い事業を実施する工夫が必要です。

＜文化財の保護＞

平成26年10月に市内の歌枕の地が「名勝おくのほそ道の風景地」に指定され、平成27年度に保存活用計画を策定しました。特別史跡や歌枕は多くの市民に知られていますが、他の市指定文化財についての認知度が低いため、周知の方法や環境の整備が課題となっています。

4 基本方針

○ 歴史・文化を継承し、豊かな心を育むまち

次代を担う子どもたちが心身ともに健全に育つよう、学校、家庭、地域が連携し、子どもたちを育む社会の実現を目指します。

誰もが豊かな人生を送れるように、学習・文化・スポーツ活動を実践でき、その成果を生かすことができる社会の実現を目指します。

本市の大きな財産である文化財が適切に継承され、市民が歴史と文化に誇りを持てるまちを目指します。

5 基本目標

1. 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、互いに連携することで、子どもたちが心身ともに健全に育つよう、一人ひとりの子どもの成長を支え、育む社会の実現を目指します。

目指す姿：学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが生き生きと安全に暮らしています。

＜基本的施策＞

- 学校・地域が連携した子どもたちの育成
- 放課後等の安全・安心な居場所づくり
- 家庭教育力の向上
- 青少年の健全育成

2. 学校教育の充実

変化の激しい社会にあって、子どもたちが自ら生きる力を培うことができるよう、確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体、郷土愛を育む教育を実践します。

目指す姿：児童・生徒が充実した学校生活を送っています。

＜基本的施策＞

- 郷土愛を育む教育の推進
- 教育の質の向上
- 健康づくりと食育の充実
- 教育相談体制の充実
- 安全・安心な教育環境の整備
- 新たな時代に対応するための取組推進

3. 生涯学習の推進

市民が生涯にわたり生きがいを持って豊かな人生を送ることができるよう、それぞれの興味や関心、ライフスタイルに応じて、「いつでも、どこでも、だれでも」学習に取り組める環境づくりを進め、その成果を生かすことのできる社会の実現を目指します。

目指す姿：市民が知性と豊かな心を育むために、生涯学習活動を行っています。
市民が生涯学習の成果を地域や社会に生かしています。

＜基本的施策＞

- 学習機会の充実
- 市民創造型生涯学習の推進
- 芸術文化の振興
- 生涯学習施設の運営
- 市立図書館（文化交流拠点中核施設）の運営

4. 市民スポーツ社会の推進

年齢や体力、興味、目的、ライフスタイル等に応じて、多くの市民が気軽にスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブと連携して、スポーツ環境の充実を図ります。

目指す姿：多賀城市型の市民スポーツ社会が進展し、多くの市民がスポーツに親しんでいます。

＜基本的施策＞

- スポーツ機会の充実

- 社会体育施設等の施設環境の充実

5. 文化財の保護と活用

市民共有の貴重な財産である文化財を適切に保護し、次の世代へ継承するとともに、多くの市民が歴史に関心を持ち、郷土の文化に誇りを持てるよう、文化財の積極的な活用を進めます。

目指す姿：文化財が次の世代へ継承され、市民が市の歴史と文化に誇りを持っています。

<基本的施策>

- 文化財の調査・保存の推進
- 文化財の積極的な活用促進
- 文化財の普及啓発の推進